# 令和７年自転車指導啓発重点地区

## 【 青葉警察署 】

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

## 青葉警察署管内の自転車指導啓発重点地区は

## 市ケ尾町・荏田町・あざみ野 です

**【選定理由】**

- **通勤・通学、買物等での自転車利用者が多く、歩道を通行したり、一時停止をしない。**
- **自転車通学する学生の通学路となっている。**
- **令和６年中、自転車が関係する交通事故の発生が多い。**

**【市ケ尾町１３件、荏田町９件、あざみ野１４件発生しています。】**

**★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★**

**1　歩道は、歩行者優先！**

自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

**2　運転中のながらスマホの厳罰化！**

ながら運転は片手運転になることで、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながるため大変危険であり、令和６年11月１日から厳罰化されました！絶対にやめましょう！

**3　「止まれ」では確実に一時停止を！**

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

## ヘルメットの着用は努力義務、自転車保険は加入義務です。

ヘルメットをかぶりましょう！

自転車乗車中の交通死亡事故は多くが、頭部の負傷が致命傷となっています。ヘルメットは自分の命を守るものなので、自転車に乗る際にはヘルメットをかぶりましょう。

自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう！

自転車が加害者となる事故で高額損害賠償の請求される事例が増えています。自分と被害者を守るため、万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。